第十四条　委員会

1　両締約国は、ここにこの協定について権限を有する両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

2　委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

3　委員会は、次のことを行う。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行い、及び特にこの協定の解釈又は適用について意見を提供すること。

(c)　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(d)　この協定に基づいて設置する全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(e)　両締約国が合意するその他の行動をとること。

4　委員会は、次のことを行うことができる。

(a)　この協定の運用に必要な小委員会及び他の作業部会を設置すること。

(b)　委員会の任務の遂行をこの協定に基づいて設置する小委員会及び他の作業部会に委任すること。

(c)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告し、並びにこの協定の改正を促進すること。ただし、当該改正は、各締約国の国内法上の手続が満たされることを条件とする。

(d)　第七十条に規定する運用上の手続規則を採択すること。

5　委員会の全ての決定は、合意によって行う。

6　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、委員会が決定を行うときは、当該決定は、各締約国の国内法上の要件が満たされることを条件として、両締約国が当該国内法上の要件が満たされた旨を相互に通報した日に効力を生ずる。

7　委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも毎年一回、日本国及びペルーにおいて交互に会合する。

第十五条　連絡部局

1　一方の締約国は、この協定に関連する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局の指定を行い、及びこの協定の効力発生の後九十日以内に当該指定について他方の締約国に通報する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国への全ての情報の伝達、要請又は通報は、連絡部局を通じて行う。

3　連絡部局は、次のことを行う。

(a)　委員会の会合のために議題の策定その他の準備を共同で行い、及び適当な場合には共同で当該会合の事後措置をとること。

(b)　委員会が委任する事項に取り組むこと。

(c)　第二百九条に規定する仲裁裁判所に対して事務上の支援を提供すること。

第十六条　実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。実施取極は、この協定の効力発生の日に効力を生じ、この協定が有効である限り効力を有する。

第二章　物品の貿易

第一節　一般規則

第十七条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(c)　「二国間セーフガード措置」とは、第三十条に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d)　「権限のある調査当局」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、財務省、経済産業省その他日本国において調査の対象となる産業を管轄する省又はそれらの後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(e)　「関税」とは、産品の輸入について又は輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第二条2(a)の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(f)　「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国内で活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に定義する輸出補助金をいう。

(h)　「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第三十三条に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第十九条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二十条　内国民待遇

附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、千九百九十四年のガット第三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二十一条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率を超えて関税を引き上げ、又は導入してはならない。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

3　締約国の原産品について附属書一に従って適用される関税率が、当該原産品と同一の産品に適用される実行最恵国税率よりも高い場合には、当該原産品について、当該実行最恵国税率を適用する。

4　(a)　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。